定自立支援医療機関として次の者を指定した。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定によって、指**広島県告示第四百二十七号**

平成二十三年五月九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

はっぴー	さんくす薬局高屋店	アース薬局	なの花薬局平原店	ひので薬局別館	ひので薬局本館	名 称
三原市久井町江木一一六四—一	東広島市高屋町杵原一八二六—一	福山市松永町三丁目七—三九—四	尾道市平原一丁目二〇—四六	尾道市平原一丁目二〇—四一	尾道市平原一丁目二〇—四四	所 在 地
精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	精神通院医療	医療の種類自 立 支 援
四月一日 平成二三年	四月一日 平成二三年	四月一日 平成二三年	四月一日 平成二三年	四月一日 平成二三年	四月一日 平成二三年	指定年月日